

前回のご意見等を踏まえた要件案について

令和5年4月26日

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

第3回実務者作業チーム（令和4年10月24日）における主なご意見と修正案 （①保護者の死亡等について）

【10月24日時点の要件案】

- ① 保護者が死亡若しくは行方不明である、又は児童が家出人であるその他の事由により、現に適切な監護する者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

【主なご意見、法制的な検討事項 等】

- ・ アセスメント保護をする場合として、（中略）例えば、児童相談所が在宅での支援を尽くしたものの児童福祉司指導に従わないなどの理由で上手くいかず保護に至るケース、長期間こどもの安全確認ができないケースや居所を転々としており居所不明になるおそれのあるケースのほか、こどもの低体重・低栄養等の原因を判別するために一時保護するケースなどもある。こうしたケースも読み込めるような規定にすべきである。

【修正案】

- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、**拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと**、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に**適切な**監護をする者若しくは住居がない**若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合**又はそのおそれがある場合

（修正内容について）

- ・ 児童が居所を転々としており、居所不明になるおそれのある場合について読み込むことができるよう、修正。
- ・ その他、法制的な観点から必要な修正。

第3回実務者作業チーム（令和4年10月24日）における主なご意見と修正案 （②こどもの意見、保護者の意見について）

【10月24日時点の要件案】 （規定せず）

【主なご意見、法制的な検討事項 等】

- ・ こども自身が保護を求めている場合も一時保護することができると位置づけるべきではないか。そのように位置づけたとしても、「児童相談所長が必要と認めるとき」（改正後児童福祉法33条1項）という規定があるので、こどもの求めだけをもって全件保護ということではなく、児童相談所の判断が介在することになると思う。
- ・ こどもが保護を求める場合には何かしらの背景があり、一旦保護して調査をする必要性が高いと思われるので、アセスメント保護の一つとして位置づけるべきではないか。過去の痛ましい事件を教訓とし、こどもの意向というものは重く受け止めるべきである。
- ・ こどもの意向が重要であることはそのとおりであるが、裁判官がその真意性を判断するのは難しいと思われる。要件として定めるのであれば、こどもが保護を求めている背景や事情も考慮し整理すべきである。
- ・ 保護者自身が保護を求める場合についてもアセスメント保護の一つとして位置づけてはどうか。

【修正案】

- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合

第3回実務者作業チーム（令和4年10月24日）における主なご意見

（③児童虐待事案対応、アセスメント保護、短期入所指導、バスケットクローズについて）

【10月24日時点の要件案】

- ② 児童虐待の防止に関する法律第二条各号に規定する行為を受けた若しくはそのおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- ⑤ 家庭における生活が困難になるおそれがあるものとして次に掲げる場合に該当し、児童相談所によるアセスメント（児童に対する援助その他の児童相談所による措置の内容の決定のための調査をすることをいう。）をする場合（里親等への委託又は児童福祉施設等への入所措置の再判定をする場合を含む。）
 - 1 保護者の妊娠時の状況、生活並びに育児の実態及び取り巻く環境からみて養育することが困難となるおそれがある場合
 - 2 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると当該市町村が認める児童があり、かつ、当該児童の保護者が当該事業を利用しない場合
 - 3 児童若しくはその保護者が心身の健康を害している場合
 - 4 その他児童の養育に関して課題がある場合
- ⑥ 非行、問題行動その他の課題を有する児童があり、かつ、地理的な制約、児童の特性、環境その他の在宅での指導が困難となる事由がある場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

第3回実務者作業チーム（令和4年10月24日）における主なご意見 （③児童虐待事案対応、アセスメント保護、短期入所指導、バスケットクローズについて）

【主なご意見、法制的な検討事項 等】

<児童虐待について>

- ・ 「おそれがある場合」との文言には、緊急保護を要する場合のほか、虐待の事実が証拠上は認められないがその可能性があるため、少なくとも調査をするような場合も含まれるのではないかと。
- ・ そもそも児童相談所が一時保護をするのは虐待ケースに限られない。現時点で虐待の事実は認められず、それが生じるおそれがあると確実に言い切れないケースについても対応できる必要があるのではないかと。

<アセスメント保護について>

- ・ 児童相談所の現場の職員が、従来行っていたアセスメント保護は今後も行うことができると明確にわかるような規定にすべきではないかと。
- ・ アセスメント保護をする場合として、（中略）例えば、児童相談所が在宅での支援を尽くしたものの児童福祉司指導に従わないなどの理由で上手くいかず保護に至るケース、長期間こどもの安全確認ができないケースや居所を転々としており居所不明になるおそれのあるケースのほか、こどもの低体重・低栄養等の原因を判別するために一時保護するケースなどもある。こうしたケースも読み込めるような規定にすべきである。（再掲）
- ・ 「家庭における生活が困難になるおそれ」との文言は抽象的。事実要件としての意味を持つのか、持たないのか整理が必要である。
- ・ ⑤2については、これらの支援事業を使わなくてはならないとだめであるかの印象を与えるのではないかと。
- ・ 一時保護の当事者にとってラベルを張るような書きぶりにならないように注意することが必要ではないかと。
- ・ ⑤4はかなり広い要件と思われることから、実効的な要件となるよう工夫すべきである。また、⑦のバスケットクローズとの関係性を整理すべきである。
- ・ 要件の書きぶりの検討に際しては、一時保護の理由を保護者や子どもに提示することもあり得るということも視点として持つべきではないかと。

第3回実務者作業チーム（令和4年10月24日）における主なご意見

（③児童虐待事案対応、アセスメント保護、短期入所指導、バスケットクローズについて）

【主なご意見、法制的な検討事項 等】

<短期入所指導について>

- ・ 施設不適應のこどもを一時保護してアセスメントしつつ、その中で指導し、施設に戻っていく例が実際にある。こうした、これまで行っていた短期入所指導を明確する方がよいのではないか。
- ・ アセスメント保護と短期入所指導とを別々に規定する意味合いについて整理する必要があるのではないか。
- ・ 一時保護の当事者にとってラベルを張るような書きぶりにならないように注意することが必要ではないか。

（再掲）

<バスケットクローズについて>

- 「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合」は要件のハードルが高いように思う。
- バスケットクローズ規定を設けるとしても、明確かつ限定的な規定とすべきである。

- 他にも、曖昧かつ広範に適用されることが懸念される議論がなされており不安。
- たとえば、第3回・資料2の「内閣府令で定める場合」のイメージ⑤について。
「家庭における生活が困難になるおそれ」「その他児童の養育に関して課題がある場合」という要件は、一時保護という強大な人権制約を伴う処分の要件としてはあまりに広すぎると言わざるを得ません。虐待かどうかとは離れて、養育に何らかの課題を抱える家庭は少なくないはずで、こうした要件で一時保護が認められるのでは、安心して育児をすることがおよそ困難になるのではないのでしょうか。

<参考> 第7回実務者作業チーム 橋本佳子構成員提出資料（抜粋）

ア 現状の「内閣府令で定める場合」のイメージでは、現場で実施されている適切な一時保護のすべてをカバーすることは困難であると考えられるため、バスケット条項を設ける必要性が高い。内閣府令のイメージの7号の文言を緩やかにし、例えば、「前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ当該児童の福祉を害するおそれがある場合」（又は「一時保護を行うことが児童の福祉に資する場合」）とすることが考えられる。

このような文言にすることで現状の1～6号に限定することなく、一時保護の典型的な類型にあたらぬ場合であっても、裁判所が一時保護の必要性を積極的に判断しうる余地を残すべきである。

イ 内閣府令のイメージの7号の文言は「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれのある場合」となっており、児童福祉法28条1項の施設入所等の措置を求める際の要件よりも、より児童に重度の危険が迫っている事案に限定されるような印象を与えかねず適切ではない。また、この7号の限定的な文言と相まって、1～6号の文言が想定よりも狭く解釈運用されるおそれがある。

修正案

(③児童虐待事案対応、アセスメント保護、短期入所指導、バスケットクローズについて)

【修正案】

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、**児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。**

一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合**又は児童虐待を受けるおそれがある場合**（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）

(※⑤・⑥については削除)

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じる**おそれがある場合**

(修正内容について)

- ・ 緊急保護、アセスメント保護、短期入所指導のいずれも、様々な事例に応じて行うことが想定されるものであることを踏まえ、柱書きにおいて、これらがすべて一時保護の目的となり得ることを示す趣旨で法33条1項後段の内容を確認的に規定。
- ・ また、現に児童虐待等が発生していなくとも、養育上の困難を抱える等の事情を背景として、現行制度下において一時保護が必要と認められている事例については、司法審査導入後も一時保護の対象となるべきである。
こうした事例について、現在の要件案（資料4）の2～6号のいずれかの事情が認められる場合にはアセスメント保護の対象となるが、それに加え、児童虐待のリスクが高い事情や児童相談所が把握する養育困難な事情等を踏まえて、児童虐待に至る可能性があるものについても、アセスメント保護の対象とすることが妥当であり、1号について「児童虐待を受けるおそれがある場合」と規定。

その他適切な運用を確保するための対応の方向性

- 今般の内閣府令制定後においても、同府令で定める事実が認められることをもって直ちに児童相談所長が一時保護を行うこととなるものではなく、まずは児童相談所長が自らの責任の下でその必要性を判断するものであるという点について、児童相談所や市町村はもちろん、一時保護に関わり得る関係機関に対して周知徹底する必要があるのではないかと。
- 司法審査の導入後においても一時保護の機能・趣旨は不変であり、裁判官の審査もその点が踏まえられたものとなるよう、児童相談所・裁判所の双方に対して理解の浸透を図ることが必要ではないかと。具体的な方策として、例えば、今後策定するマニュアルに以下を記載しつつ、児童相談所及び裁判所の双方の研修等を通じて周知徹底することが考えられるのではないかと。
 - ・ 一時保護の趣旨、目的
 - ・ 内閣府令に定める各号において読み込むことが想定される事例